平成十八年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二項、第二十一条の五第三項、第二十一条の八第一項、第三十一条並びに第三十一条の二第三項並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第七条及び第八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令を次のように定める。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告等（第四条―第十二条）
第三章　特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告等（第十三条―第二十条）
第四章　雑則（第二十条の二―第二十三条）
附則

第一章　総則

（用語）

第一条　この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「特定事業所排出者」とは、令第五条第一号及び第十号から第十六号までに掲げる者をいう。

二　「特定輸送排出者」とは、令第五条第二号から第九号までに掲げる者をいう。

三　「特定事業所」とは、令第六条に掲げる事業所をいう。

四　「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。

五　「国内認証排出削減量」とは、国内における他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

六　「海外認証排出削減量」とは、海外における他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

七　「非化石電源二酸化炭素削減相当量」とは、非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号。第四条の二第一項において「高度化法」という。）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）を電気に変換することにより削減がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

八　「識別番号」とは、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を一単位ごとに識別するために付された文字及び数字をいう。

（算定排出量算定期間）

第二条　削除

第三条　法第二十六条第一項の主務省令で定める期間（以下「算定排出量算定期間」という。）は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質について、当該各号に定める期間とする。

一　二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素　四月一日から翌年三月三十一日まで

二　令第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン（以下単に「ハイドロフルオロカーボン」という。）、令第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン（以下単に「パーフルオロカーボン」という。）、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素　一月一日から十二月三十一日まで

第二章　特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告等

（報告の方法等）

第四条　特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

2

2　特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項（特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。）は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第十号から第十六号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第十号から第十六号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。）とする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）及び代表者の氏名

二　特定事業所排出者において常時使用される従業員の数

三　特定事業所排出者において行われる事業

四　直近の算定排出量算定期間におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

五　直近の算定排出量算定期間における二酸化炭素（前号に掲げるものを除く。）の温室効果ガス算定排出量

六　直近の算定排出量算定期間におけるメタンの温室効果ガス算定排出量

七　直近の算定排出量算定期間における一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量

八　直近の算定排出量算定期間におけるハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量

九　直近の算定排出量算定期間におけるパーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量

十　直近の算定排出量算定期間における六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

十一　直近の算定排出量算定期間における三ふっ化窒素の温室効果ガス排出量

3

十二　直近の算定排出量算定期間における調整後温室効果ガス排出量

十三　国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、海外認証排出削減量の種別ごとの合計量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量

特定事業所排出者が行う特定事業所に係る法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第三号から第十号までに掲げる事項については、それぞれ当該特定事業所が令第六条第一号から第八号までに掲げる事業所に該当する場合に限る。）とする。

一　特定事業所の名称及び所在地

二　特定事業所において行われる事業

三　直近の算定排出量算定期間における特定事業所のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

四　直近の算定排出量算定期間における特定事業所の二酸化炭素（前号に掲げるものを除く。）の温室効果ガス算定排出量

五　直近の算定排出量算定期間における特定事業所のメタンの温室効果ガス算定排出量

六　直近の算定排出量算定期間における特定事業所の一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量

七　直近の算定排出量算定期間における特定事業所のハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量

八　直近の算定排出量算定期間における特定事業所のパーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量

九　直近の算定排出量算定期間における特定事業所の六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

十　直近の算定排出量算定期間における特定事業所の三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量

4

特定事業所排出者が電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合における第二項第四号及び前項第三号に掲げる事項の報告（同号に掲げる事項の報告については、特定事業所における主たる事業が電気事業又は熱供給事業である場合に限る。）は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省令・環境省令第三号。以下「算

定省令」という。）第二条第一項に規定する方法により算定されるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量及び同条第二項に規定する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

5　第二項第五号及び第三項第四号に掲げる事項の報告は、特定事業所排出者において行われた次の各号に掲げる二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生するものを除く。）の排出を伴う事業活動の区分に応じ当該各号に定める量を合算する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量及び当該特定事業所排出者において行われた令別表第七の中欄に掲げる当該物質の排出を伴う事業活動（次の各号に掲げるものを除く。）の区分に応じ同表の下欄に掲げる量（当該各号に定める量を除く。）を合算する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

一　廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は算定省令第三条第十三項各号に掲げる用途への使用　令別表第七の六の項の下欄のイに掲げる量

二　廃棄物燃料の使用　令別表第七の六の項の下欄のロに掲げる量

6　特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該報告が法第二十七条第一項の請求に係るものであることの有無及び法第三十二条第一項の規定による提供の有無を明らかにして行うものとする。

7　二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

8　第一項に規定する報告書の様式は、様式第一によるものとする。

第四条の二　前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第四条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。以下この項において同じ。）の種別、非化石証書に係る電力の量及び算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者（高度化法第二条第一項第一号に掲げる電気事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に調整後排出係数（第二十条の二に規定する調整後排出係数をいう。）のうち当該電気を供給する電気事業者のものを乗じて得られる量その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

2　事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

3　二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う第一項の規定による説明は、当該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

第五条　次に掲げる算定方法又は係数を用いて温室効果ガス算定排出量を算定した特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該算定方法又は係数についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

一　令第七条第一項第一号イ（1）及び（3）並びに別表第七から別表第十三までの下欄に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

二　算定省令第二条第一項から第三項まで及び第六項並びに第三条から第八条の二までに定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

三　算定省令第二条第四項に定める係数

2　事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

3　二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う第一項の説明は、当該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣に対して行うものとする。

（連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め）

第五条の二　法第二十六条第二項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる加盟者が設置する事業所において排出する温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素　次に掲げる事項

イ　エネルギーの使用の状況の報告に関する事項

ロ　空気調和設備、冷凍機器若しくは冷蔵機器、照明器具又は調理用機器若しくは加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

二　前号に掲げる温室効果ガス以外の温室効果ガス　次に掲げる事項

イ　温室効果ガス（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素を除く。ロにおいて同じ。）の排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項

ロ　イの報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、令別表第七から別表第十三までに掲げる事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

2　連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は連鎖化事業者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前項各号に規定する事項に関する定めがあって、当該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に当該各号の定めがあるものとみなす。

（権利利益の保護に係る請求の方法）

第六条　特定事業所排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度七月末日までに、第四条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第四条第二項第四号から第十一号まで及び同条第三項第三号から第十号までに規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量（同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号に規定する温室効果ガスにあっては、温室効果ガス算定排出量の合計量）又は調整後温室効果ガス排出量若しくは同条第二項第十三号に掲げる事項

三　前号に規定する量の情報が公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する理由及びその根拠となる事実

2　二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う法第二十七条第一項の規定による請求は、当該請求に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

3　第一項に規定する請求書の様式は、様式第一の二によるものとする。

（権利利益の保護請求に係る温室効果ガス算定排出量の合計量）

第七条　法第二十七条の主務省令で定める合計した量は、次のとおりとする。

一　特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定に基づき報告される事項にあっては、特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を当該特定事業所排出者に係る事業ごとに合計した量

二　特定事業所排出者が行う特定事業所に係る法第二十六条第一項の規定に基づき報告される事項にあっては、特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を当該特定事業所ごとに合計した量

2　前項第一号に定めるところにより得られる合計した量をもって法第二十八条第一項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を第四条第二項第四号から第十一号までに掲げる量ごとにそれぞれ合計した量をもって行うものとする。ただし、次項及び第四項に規定する場合は、この限りでない。

3　前項に定めるところにより得られる合計した量をもって法第二十八条第一項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該量を合計した量をもって行うものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

4　前項に定めるところにより得られる合計した量をもって法第二十八条第一項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、第二項に定めるところにより得られる合計した量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものを合計した量をもって行うものとする。

5　第一項第二号に定めるところにより得られる合計した量をもって法第二十八条第一項の規定による特定事業所排出者の特定事業所に係る温

室効果ガス算定排出量の通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を第四条第三項第三号から第十号までに掲げる量ごとにそれぞれ合計した量をもって行うものとする。ただし、次項及び第七項に規定する場合は、この限りでない。

6　前項に定めるところにより得られる合計した量をもって法第二十八条第一項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該量を合計した量をもって行うものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

7　前項に定めるところにより得られる合計した量をもって法第二十八条第一項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、第五項に定めるところにより得られる合計した量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものを合計した量をもって行うものとする。

8　法第二十八条第二項第二号に掲げるところにより行う同条第一項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の通知は、当該特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量及び前各項に定めるところにより得られる合計した量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものの通知と併せて行うものとする。

（特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計の方法）

第八条　法第二十八条第三項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、第四条第二項第四号から第十一号までに掲げる量については企業その他の事業者（国及び地方公共団体を含む。以下同じ。）及び業種ごとに、同条第三項第三号から第十号までに掲げる量については都道府県ごとに集計することによって行うものとする。

（集計結果に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知）

第九条　法第二十八条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって特定事業所排出者に係るものが通知されることにより、法第二十七条第三項の決定に係る特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがある場合における法第二十七条第四項ただし書の規定による通知は、前項に規定する当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものを前条に規定する集計の項目ごとに合計した量をもって行うものとする。

3　前二項の通知は、第一項に規定する当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものと併せて行うものとする。

（環境大臣及び経済産業大臣による集計結果に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知の求め）

第十条　法第二十八条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって特定事業所排出者に係るものについての法第二十九条第二項の規定による通知の求めは、法第二十八条第四項の規定による通知が行われなかった当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量を、第八条に規定する集計の項目ごとに合計した量について行うものとする。

（特定事業所排出者に係る調整後温室効果ガス排出量の集計の方法）

第十条の二　特定事業所排出者に係る調整後温室効果ガス排出量の集計は、企業その他の事業者ごとに集計することによって行うものとする。

（温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報の提供）

第十一条　特定事業所排出者が行う法第三十二条第一項の規定による情報の提供は、第四条第一項に規定する報告書に、様式第二による書類を添付することにより行うことができるものとする。

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係）

第十二条　令第八条第一項、第二項、第五項及び第六項の表の下欄の主務省令で定める事項は、第四条第二項第一号及び第三号並びに同条第三項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条事業の二第一項	所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣
第四条事業の二第二項並びに第五条第一項及び第二項	所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣
第四条事業の二第一項	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣	第四条事業所エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
第四条事業所エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣	第四条事業をエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣	第四条第二項第一号及び第三項第一号に掲げる事項を明らかにした上でする報告
第四条事業の二第二項並びに第五条第一項及び第二項	所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
第五条第三項及び第六条第二項	所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
第六条第一項	第四条第一項一号に掲げる事項を明らかにした上でする報告	第四条第二項第一号及び第三項第一号に掲げる事項を明らかにした上でする報告

3　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条事業の二第一項	所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣
第四条事業の二第二項並びに第五条第一項及び第二項	所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣
第四条事業の二第一項	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣	第四条事業所エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
第四条事業所エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣	第四条事業をエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣	第四条第二項第一号及び第三項第一号に掲げる事項を明らかにした上でする報告
第四条事業の二第二項並びに第五条第一項及び第二項	所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
第五条第三項及び第六条第二項	所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
第六条第一項	第四条第一項一号に掲げる事項を明らかにした上でする報告	第四条第二項第一号及び第三項第一号に掲げる事項を明らかにした上でする報告

告書と併せて	第十一条第四条第一項を得ない事由により当該期限までに規定に提出することが困難であるときする報は、環境大臣及び経済産業大臣が告書に当該事由を勘案して定める期限と、様式する。）までに、第四条第二項第二に一号及び第三項第一号に掲げる事よる書項を明らかにした上で、様式第二類を添による書類を提出する付する

4　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の事業エネルギーの使用の合理化及び二第一項所管非化石エネルギーへの転換等に大臣関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣	第四条の事業エネルギーの使用の合理化及び二第二項所管非化石エネルギーへの転換等に並びに第大臣関する法律第四十条第一項に規五条第一定する主務大臣項及び第二項	第四条の事業エネルギーの使用の合理化及び二第三項、を所非化石エネルギーへの転換等に第五条第管す関する法律第四十条第一項に規三項及び定する主務大臣

第六条第二項	第四条事業所の二第管大臣一項	第四条事業所エネルギーの使用の合理化及びの二第所管す非化石エネルギーへの転換等に三項、る大臣関する法律第八十六条第三項に第五条規定する主務大臣
第六条第一項及び第六条第二項	第四条第一項及び第二項	第四条事業をエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣
第十一条	第四条第一項	第四条第二項第一号及び第三項に規定した上で
	様式第二による書類を提出する	様式第二により第一項第一号及び第三項第一号に掲げる事項を明らかにした上で、様式第二による書類を提出する

5　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条事業所の二第管大臣一項	第四条事業所エネルギーの使用の合理化及びの二第所管す非化石エネルギーへの転換等に大臣関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条第三項に規定する主務大臣	第四条事業所エネルギーの使用の合理化及びの二第所管す非化石エネルギーへの転換等に大臣関する法律第八十六条第三項に第五条規定する主務大臣
第四条事業所の二第管大臣二項並びに第五条第一項及び第二項	第四条事業をエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣	
第六条第一項及び第六条第二項	第四条第二項第一号及び第三項第一号に掲げる事項を明らかにした上で	
第十一条	第四条第一項	様式第二により第一号及び第三項第一号に掲げる事項を明らかにした上で、様式第二による書類を提出する

第三章　特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告等

（報告の方法等）

第十三条　特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、毎年度（次の各号に掲げる特定輸送排出者にあっては、当該各号に定める年度以降、毎年度。第十五条第一項において同じ。）六月末日までに、法第二十六条第一項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一　令第五条第二号に掲げる者　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百五条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

二　令第五条第六号に掲げる者　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百二十九条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

三　令第五条第九号に掲げる者　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十三条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

2　特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

二　特定輸送排出者において行われる事業

三　直近の算定排出量算定期間におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

3　特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該報告が法第二十七条第一項の請求に係るものであることの有無及び法第三十二条第一項の規定による提供の有無を明らかにして行うものとする。

4　二以上の事業を行う特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該特定輸送排出者における主たる事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

一　令第七条第一項第一号ロ（1）及びハ並びに算定省令第九条第一号に定める算定方法と異なる算定方法

二　算定省令第二条第四項に定める係数と異なる係数

三　算定省令第二条第六項及び第七項に定める係数

2　事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

3　二以上の事業を行う特定輸送排出者が行う第一項の説明は、当該特定輸送排出者における主たる事業を所管する大臣に対して行うものとする。

（権利利益の保護に係る請求の方法）

第十五条　特定輸送排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度六月末日までに、第十三条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　公にされることにより、当該特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第十三条第二項第三号に規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量

三　前号に規定する量の情報が公にされることにより、当該特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する理由及びその根拠となる事実

2　二以上の事業を行う特定輸送排出者が行う法第二十七条第一項の規定による請求は、当該特定輸送排出者における主たる事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

3　第一項に規定する請求書の様式は、様式第一の二によるものとする。

（特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知）

第十六条　特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量を企業その他の事業者ごとに合計した量をもって法第二十八条第一項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量のうち、通知されることにより当該特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがないものを合計した量をもって行うものとする。

（特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計の方法）

第十七条　法第二十八条第三項の規定による特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、令第五条第二号、第六号から第九号までに掲げる者に係る第十三条第二項第三号に掲げる量並びに令第五条第三号から第五号までに掲げる者に係る第十三条第二項第三号に掲げる量について、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

一　企業その他の事業者

二　業種

（集計結果に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知）

第十八条　法第二十八条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって特定輸送排出者に係るものが通知されることにより、法第二十七条第三項の決定に係る特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがある場合における法第二十八条第四項ただし書の規定による通知は、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量のうち、通知されることにより当該特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがないものを前条各号に掲げる項目ごとに合計した量をもって行うものとする。

（温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報の提供）

第十九条　特定輸送排出者が行う法第三十二条第一項の規定による情報の提供は、第十三条第一項に規定する報告書に、様式第二による書類を添付することにより行うことができるものとする。

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係）

第二十条　令第八条第三項、第四項、第七項及び第八項の表の下欄の主務省令で定める事項は、第十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百七条第一項（同法第百四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十一条第一項（同法第百四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百四十五条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第百三十四条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十五条第一項（同法第百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣	第十事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十五条第一項又は第百十九条第一項に規定する主務大臣
第十四条第一項及び第二項	事業所管大臣	国土交通大臣
第十四条第三項及び第十五条第二項	当該特定輸送排出者における主たる事業所管大臣	国土交通大臣

3　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十五条第一項（同法第百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百十七条第二項に規定する認定管理統括荷主（同法第百十七条第二項に規定する認定管理統括荷主にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十五条第一項又は第百十九条第一項に規定する主務大臣
第十四条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十五条第一項又は第百十九条第一項に規定する主務大臣
第十四条第三項及び第十五条第二項	当該特定輸送排出者における主たる事業所管大臣	国土交通大臣

4　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百十七条第二項第二号に規定する管理関係荷主であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項又は第百十五条第二項に規定する主務大臣
第十四条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項に規定する主務大臣
第十四条第三項及び第十五条第二項	当該特定輸送排出者における主たる事業所管大臣	国土交通大臣

5　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第三十六条第一項（同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項又は第百十五条第二項に規定する主務大臣
第十四条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項に規定する主務大臣
第十四条第三項及び第十五条第二項	当該特定輸送排出者における主たる事業所管大臣	国土交通大臣

第四章　雑則

（調整後排出係数の公表）

第二十条の二　環境大臣及び経済産業大臣は、事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するため、電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下この条において同じ。）ごとに調整後排出係数（他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数であって、電気事業者における国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量のうち適切と認められるものの取得等を反映したものをいう。以下この条において同じ。）及び当該調整後排出係数を求めるために必要となった情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該調整後排出係数を公表するものとする。

第二十一条及び第二十二条　削除

（電子情報処理組織による申請等の指定）

第二十二条の二　この命令において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術

活用法」という。）第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる申請等（情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。）は、法第二十六条第一項の規定による報告及び法第三十二条第一項の規定による提供（次条から第二十二条の五までにおいて「報告等」という。）とする。

（事前届出）

第二十二条の三　電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定排出者は、様式第四による電子情報処理組織使用届出書を特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長（以下この条において「所轄地方環境事務所長又は所轄経済産業局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2　所轄地方環境事務所長又は所轄経済産業局長は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした特定排出者に識別符号を付与するものとする。

3　第一項の届出をした特定排出者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第五又は様式第六によりその旨を所轄地方環境事務所長又は所轄経済産業局長に届け出なければならない。

4　所轄地方環境事務所長又は所轄経済産業局長は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（報告等の入力事項等）

第二十二条の四　電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定排出者は、当該報告等を書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項、前条第二項の規定により付与された識別符号及び当該特定排出者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次条において「暗証符号」という。）を、当該電子計算機から入力して、当該報告等を行わなければならない。

（報告等において名称を明らかにする措置）

第二十二条の五　報告等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十二条の三第二項の規定により付与される識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定排出者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係）

第二十二条の六　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第百七条第一項（同法第百四十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百十五条第一項（同法第百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十一条第一項（同法第百四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百四十五条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合において、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第四十三、様式第四十四若しくは様式第四十五又はエネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）様式第二十七、様式第二十八若しくは様式第二十九による届出書の提出があったときは、それぞれ様式第四、様式第五又は様式第六による届出書の提出があったものとみなす。

2　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第八十六条第三項、同法第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者、同法第百十七条第二項第二号に規定する管理関係荷主又は同法第百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合において、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則様式第四十三、様式第四十四若しくは様式第四十五又はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令様式第二十七、様式第二十八若しくは様式第二十九による届出書の提出があったときは、それぞれ様式第四、様式第五又は様式第六による届出書の提出があったものとみなす。ただし、当該者が電子情報処理組織を使用して同項に規定する報告を行おうとする場合は、この限りでない。

（権限の委任）

第二十三条　法第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十二条第一項の規定に基づく事業所管大臣の権限（国土交通大臣の権限にあっては、令第五条第九号に掲げる者に係るものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる事業所管大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。

財務大臣の権限	特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）又は国税局長
厚生労働大臣の権限	特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあっては、四国厚生支局長）
農林水産大臣の権限	特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長
経済産業大臣の権限	特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長
国土交通大臣の権限	特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長
環境大臣の権限	特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この命令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令第五条第九号から第十一号までに掲げる者であって特定事業所排出者であるものが平成十九年度に行う法第二十一条の二第一項の規定による報告に係る第四条第二項第九号から第十一号までの規定の適用については、これらの規定中「直近の算定排出量算定期間」とあるのは「直近の算定排出量算定期間又は平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」とする。

第三条　令第五条第三号に掲げる者が平成十九年度に行う法第二十一条の二第一項の規定による報告に係る第十三条第一項及び第十五条第一項の規定の適用については、第十三条第一項中「毎年度（次の各号に掲げる特定輸送排出者にあっては、当該各号に定める年度以降、毎年度。第十五条第一項において同じ。）六月末日」とあり、及び第十五条第一項中「毎年度六月末日」とあるのは、「平成十九年九月末日」とする。

附　則　**（平成一九年四月二日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業**

省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二一年六月二三日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第二項の改正規定（「第十八条第一項」を「第十九条の二第一項」に改める部分に限る。）及び様式第二の改正規定は平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（次項及び第四項において「新報告命令」という。）の規定は、平成二十二年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量について適用する。

3　平成二十二年度における新報告命令第四条第一項及び第六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「七月末日」とあるのは、「十一月末日」とする。

4　平成二十二年度における令第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン、令第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄の報告に係る新報告命令第四条第二項第八号から第十号まで及び同条第三項第七号から第九号までの規定の適用については、これらの規定中「直近の算定排出量算定期間」とあるのは、「直近の算定排出量算定期間又は平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」とする。

附　則（平成二五年一二月二七日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、様式第一第五表の三の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二七年五月二二日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下「新報告命令」という。）の規定は、平成二十七年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量について適用し、平成二十七年度において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量については、なお従前の例による。

3　平成二十八年度における地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン、同令第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン及び三ふっ化窒素の報告に係る新報告命令第四条第二項第八号、第九号及び第十一号並びに同条第三項第七号、第八号及び第十号の規定の適用については、これらの規定中「直近の算定排出量算定期間」とあるのは、「直近の算定排出量算定期間又は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」とする。

附　則（平成二八年三月二九日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（平成二八年五月二七日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二九年三月三一日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附　則（平成三〇年一一月三〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

この命令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行日（平成三十年十二月一日）から施行する。

附　則（令和元年一〇月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年一二月一六日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第四号）

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附　則（令和二年六月五日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年一月二二日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和四年三月三一日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）

第一条　この命令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定は、令和四年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量について適用する。

第三条　この命令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和四年八月五日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）

この命令は、令和五年四月一日から施行する。

附　則（令和五年三月三一日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

この命令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

様式第1(第4条関係)

温室効果ガス算定排出量等の報告書

年　月　日

事業所管大臣(地方支分部局長)　殿

(ふりがな)
報告者　住　　所　〒
(ふりがな)
氏名又は名称
法人番号
代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第26条第1項及び第2項の規定により、温室効果ガス算定排出量等に関する事項について、次のとおり報告します。

| | | |

第3表の1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の区分	係数の係数	適用範囲
t-CO$_2$/kWh		
t-CO$_2$/kWh		
t-CO$_2$/kWh		
t-CO$_2$/kWh		
t-CO$_2$/kWh		
t-CO$_2$/kWh		
t-CO$_2$/kWh		
t-CO$_2$/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の係数及び係数の値を記載すること。

第3表の2　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の区分	係数の係数	適用範囲
t-CO$_2$/kWh		
t-CO$_2$/kWh		
t-CO$_2$/kWh		
t-CO$_2$/kWh		
t-CO$_2$/kWh		
t-CO$_2$/kWh		
t-CO$_2$/kWh		
t-CO$_2$/kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の係数及び係数の値を記載すること。

第4表　法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の1及び第3表の2に記載すること。

第5表の1　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種　　別	合　計　量
イ	t-CO$_2$
ロ	t-CO$_2$
ハ	t-CO$_2$
ニ	t-CO$_2$

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。あわせて、第5表の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第5表の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、第5表の4に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

第5表の2　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は移転日	無効化量又は移転量
～		t-CO$_2$
～		t-CO$_2$
～		t-CO$_2$
～		t-CO$_2$
合　計　量		t-CO$_2$

備考　1　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた国内認証排出削減量の種別ごとに以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
4　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
5　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
6　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
7　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の3　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO$_2$
		t-CO$_2$
		t-CO$_2$
		t-CO$_2$
合　計　量		t-CO$_2$

備考　1　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた海外認証排出削減量の種別ごとに以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する全ての情報（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
4　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の4　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t-CO$_2$/kWh		t-CO$_2$

備考　1　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
2　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
3　電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
4　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
5　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

第6表　特定排出者が設置する特定事業所の一覧

整理番号	エネルギー管理指定工場等番号（指定区分）	事業所の名称	事業所の所在地	事業所において行われる事業 事業コード	事業所において行われる事業 事業の名称
1	（第　種）		〒		
2	（第　種）		〒		
3	（第　種）		〒		
4	（第　種）		〒		
5	（第　種）		〒		
6	（第　種）		〒		
7	（第　種）		〒		
8	（第　種）		〒		
9	（第　種）		〒		
10	（第　種）		〒		

備考　1　本表には、特定排出者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。
2　エネルギー管理指定工場等番号の欄には、別途経済産業大臣による指定が行われている場合に記載すること。
3　事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
4　本表に記載した特定事業所については、当該事業所ごとの温室効果ガス算定排出量等を、別紙を添付することにより報告すること。

（別紙）【特定事業所単位の報告】

	事業所番号
ふりがな 事業所の名称 （前回の報告における名称）	
ふりがな 所在地	〒　－ 都道府県　市区町村
事業所において行われる事業	
特定排出者コード	－番
都道府県コード	事業コード
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場等番号	
温室効果ガス算定排出量	別紙第1表の2より
権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	1．有　2．無
その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	1．有　2．無
担当者（問合せ先）	部　署 （ふりがな） 氏　名 電話番号

備考　1　本別紙は、個別に記載する事業所ごとに作成すること。
2　事業所番号の欄には、別紙の事業所番号を本別紙の各ページごとに記載すること。
3　前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
4　事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
5　特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めることにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
6　権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第27条第1項の請求に係るものである場合は「1．有」に○をすること。
7　その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1．有」に○をすること。

	事業所番号

別紙第1表　特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量					
①エネルギー起源CO_2 t-CO_2	②非エネルギー起源CO_2（③を除く） t-CO_2	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO_2 t-CO_2	④メタン t-CH_4	⑤N_2O t-CO_2	
⑥HFC t-CO_2	⑦PFC t-CO_2	⑧SF_6 t-CO_2	⑨NF_3 t-CO_2	⑩エネルギー起源CO_2（発電所等配分前） t-CO_2	

備考　1　①～⑩の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
②　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①及び⑤を除く。）
③　廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
④　メタンの温室効果ガス算定排出量
⑤　一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
⑥　ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
⑦　パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
⑧　六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
⑨　三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量
⑩　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）
2　①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
(1)　燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
(2)　電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
(3)　熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
3　①の量に、備考の(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第2表にも必要事項を記載すること。
4　③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
(1)　廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用
イ　廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
ロ　廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
ハ　廃プラスチック類をコークス炉においてからの使用に係るコークス又は粗化水素油を製造するために使用する用途
(2)　廃棄物を原材料とする燃料の使用
5　⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
6　⑩の欄は、本別紙に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
7　⑩の欄には、備考の(1)に掲げる量を記載すること。
8　本報告に係る特定事業所がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑩の欄には記載する必要はないこと。

事業所番号	

別紙第2表　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の少ない他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いる係数

係数の値	係数の根拠
t-CO_2／kWh	

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

別紙第3表　法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表に記載すること。

様式第１の２（第６条及び第１５条関係）

様式第１の２（第６条及び第15条関係）　（平成29年特定温室効果ガスの排出の抑制等及び事業者による温室効果ガス排出量の算定に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年経済産業省令第１号）・平成29年環境省令第５号附則第２条第４項及び平成29年特定温室効果ガスの排出の抑制等及び事業者による温室効果ガス排出量の算定に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年経済産業省令第１号・環境省令第１号）附則第２条第４項）

収受　年　月　日	
収賀番号	
収紙	葉
収決定通知日	年　月　日

権利利益の保護に係る請求書

年　月　日

事業所管大臣（地方支分部局長）　殿

請求者

（ふりがな）
住　所　〒

（ふりがな）
氏　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律第37条第１項の規定により、同法第36条第１項の確定による報告に係る温室効果ガス算定排出量に代えて、同法第38条第１項で定めるところにより合計した量をもって同法第36条第１項の規定による通知を行うことを請求します。

公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する温室効果ガス算定排出量等情報（温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量並びに算定に用いる係数又はこれに関する事項

（温室効果ガスの名称）	t-CO_2
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由	
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実	

備考　1　※の欄には、記載しないこと。
2　本様式は、請求に係る温室効果ガスである物質ごとに作成すること。
3　権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実に関しては、事実を証する書類を添付することができる。
4　本様式の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２（第１１条及び第１９条関係）

様式第２（第11条及び第19条関係）

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する措置その他の情報

年　月　日

事業所管大臣（地方支分部局長）　殿

提供者　住（〒　　）
氏名又は名称

法人番号

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第１項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する措置その他の情報について、次のとおり提供します。

1．この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣による公にされることには関係のお知らせするものです。
2．この情報は、当事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意のお知らせするものです。

該当するいずれかの番号を記載	
特定排出者コード	
事業所番号	
エネルギー管理指定工場等番号	
事業所の名称	

1．温室効果ガス算定排出量の種類の割当に関する情報

2．温室効果ガス排出削減の種類の割当に関する情報

3．温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報
① 省エネルギーの取組状況

詳細URL

② 再生可能エネルギーの使用状況

詳細URL

③ エネルギー転換の状況（現在、燃料転換等）

詳細URL

④ その他の実施した措置（工業プロセスの変更、農業方法の変更等）

詳細URL

4．温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報

5．温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報
（1）温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報
① ナフライチューン排出量算定・開始の取組

詳細URL

② 企業グループ全体の温室効果ガスの排出量　t-CO2

算定対象範囲（国内事業者のみ、国外事業者も含む場）その他の詳細

詳細URL

（2）報者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

詳細URL

（3）調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する状況

詳細URL

（4）自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報

詳細URL

6．温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報
① 温室効果ガスの排出量等に対するＢＯＭの構築に関する情報

詳細URL

② 温室効果ガスの排出量等に対する第三者による検証又は保証に関する情報

詳細URL

7．気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報
（1）気候変動関連の目標に関する情報
長期目標から順に記載すること

目標１

目標年又は年度	年又は年度
基準年又は年度	年又は年度
目標詳細（目標の対象、目標値等）	
目標に対する進捗状況	

詳細URL

目標２	目標年次又は年度	年又は年度
	基準年次又は年度	年又は年度
	目標詳細（目標の対象、目標値等）	
	目標に対する進捗状況	
	詳細URL	

（２）気候変動関連の目標に関する情報

詳細URL

（３）気候変動関連の情報開示に関する情報

① TCFD提言への賛同

□　賛同している

② 具体的な情報開示の取組状況

詳細URL

８．その他の情報

担当者（照合せ先）

部　署	
ふりがな	
氏　名	
電話番号	

受理年月日	年	月	日	修地年月日	年　月　日

備考　１　本様式の提出は任意であること。必要に応じ、特定排出者ごと又は事業所ごとに提供組１、特定排出者に係るものは当該特定排出者ごとに１枚ずつ提出に応じて、事業所に係るものは当該事業所の欄ごとに提出すること。

２　提供される情報については出されるものであること。ただし、製品の販売のための広告等次の電文の構成に応じて記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。

３　次の欄に記載するな要な点にとと。

４　各欄への記載について、環境報告書、統合報告書やホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載することで代替することができる。

５　特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者コードとされた番号を記載すること。

６　特定排出者を構成する事業所ごとに、事業所番号の欄に、温室効果ガス算定排出者の事業所番号を記載すること。ただし、事業所番号を有しない場合は、この限りでない。

７　事業所に係る情報を提供する場合は、エネルギー管理指定工場等番号の欄に、特定排出者温室効果ガス算定排出者の事業所番号を記載すること。ただし、届出義務人員による指定が行われていない場合は、この限りでない。

８　温室効果ガス算定排出者の情報の提供に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出者の情報の提供の方法、情報の開示その他の情報の提供に関する詳細について記載すること。

９　温室効果ガス排出原単位の情報の提供に関する情報の欄には、温室効果ガス排出原単位（温室効果ガス算定排出者その他の特定排出者又は事業所において把握している温室効果ガスの排出量（以下単に「温室効果ガスの排出量」という。）を、生産数量又は建物延床面積その他の活動量で除して得られる数値をいう。）の情報の提供に関する詳細について記載すること。

10　温室効果ガスの削減量の情報の提供に関し実施した排出に関する情報の欄には、省エネルギーの取組状況、再生可能エネルギーの利用状況、エネルギー転換の状況、その他の実施した排出について、削減効果を併せて記載することができる。

11　温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量、温室効果ガス最終届出の情報の対応に関する情報の欄で記載した温室効果ガス排出削減目標及び温室効果ガスの排出量の算定に関し実施した排出削減の取組の状況に関する詳細について記載した情報提供の算定方法の詳細について記載すること。

12　温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報の欄には、オプティオン１算出量（事業者自ら評価対象とする温室効果ガスの量）、Scope3 評価量（他者から取得された報告又は独自の推定）の情報に係る情報の欄で記載した温室効果ガスの排出量の算定に関し実施した排出削減の取組の状況に関する温室効果ガスの排出量について記載すること。

13　他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量について、削減貢献量の算定方法の詳細について記載すること。

14　調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したカレンジットとは異のカレンジットの取得・償却に関する状況の欄には、信頼認証排出削減量又は海外認証排出削減量として認められたクレジット以外のクレジットの取得・処分の状況について記載すること。

15　自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報の欄には、自らの森林経営等による吸収量について、その算定に関する詳細について記載すること。

16　温室効果ガスの算定結果等の信頼性向上に関する情報の欄には、温室効果ガス排出量等に対する自らの検証又は第三者による検証若しくは保証の有無について、また、それらがある場合は、検証又は保証者、これ保証の対象や実施された手続等その具体的内容について記載すること。

17　気候変動関連の目標に関する情報の欄には、温室効果ガスの排出量の削減目標等の気候変動対策に関する目標について、目標年次又は年度、基準年次又は年度、目標の対象、目標値、目標に対する進捗状況を含めて記載することができる。また、RE100（企業が１００％電気と整合した温室効果ガスの排出量の削減目標を設定し、達成を毎年公開するグローバルイニシアティブ）、認定取得状況、RE100（企業が事業で使用する全ての電力を再生可能エネルギー由来の電力にすることを目標とする国際的なイニシアティブ）への参加状況等についても記載することができる。

２つ以上の目標を記載する場合は、記載欄を追加すること。

18　気候変動関連の目標に関する情報の欄には、温室効果ガスの排出量の削減及び吸収に関する計画・戦略、ビジネスモデルの転換又は技術開発・イノベーションの取組状況・計画について記載することができる。

19　気候変動関連の情報開示に関する情報の欄には、TCFD 提言（TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が 2017 年に公表した「Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」をいう。）への賛同状況等について記載することができる。

20　その他の情報の欄には、上記のいずれの欄にも記載しなかった温室効果ガスの排出の量の削減等に関する情報について記載することができる。

21　担当者（照合せ先）の欄には、特定排出者の主たる事業所の欄において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。

22　他の欄には、記載しないこと。

23　本様式の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３　削除
様式第４（第２２条の３第１項関係）

様式第４（第25条の３第１項関係）（特定地球温室効果ガス排出等事業者届出書等を除く。）又は特定地球温室効果ガス排出等事業者届出書等を除く。）又は特定地球温室効果ガス排出等事業者届出書等を除く。）

収受 年 月 日	年　月　日
収整理番号	

電子情報処理組織使用届出書

年　月　日

（地方環境事務所長）　殿

（届出者属局長）

（ふりがな）

届出者　住　所　〒

（ふりがな）

氏　名

（法人にあっては名称及び代表者氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第１項の規定による報告及び開始届第１項の規定による届出に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成用届承諾報告

特定排出者コード		
（ふりがな）特定排出者の名称		
（ふりがな）所在地		〒
届出者	部　署	
	（ふりがな）氏　名	
	電話番号	
	メールアドレス	

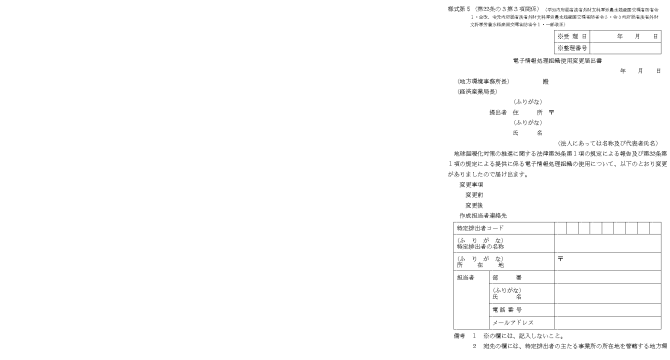
備考　１　※の欄には、記入しないこと。

２　届出の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所又は経済産業局名を記載すること。

３　特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。

４　本様式の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

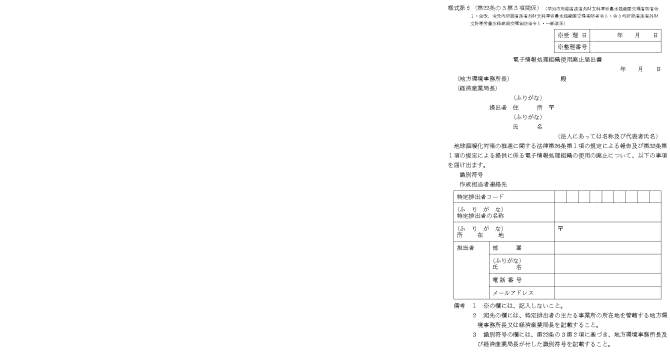
様式第５（第２２条の３第３項関係）



様式第５（第２２条の３第３項関係）

備考　１　※の欄には、記入しないこと。
　　２　処先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長を記載すること。
　　３　特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
　　４　本様式の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第６（第２２条の３第３項関係）



様式第６（第２２条の３第３項関係）

備考　１　※の欄には、記入しないこと。
　　２　処先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長を記載すること。
　　３　識別符号の欄には、前号処分に係る届出に基づき、地方環境事務所長及び経済産業局長が付した識別符号を記載すること。
　　４　特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
　　５　本様式の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。